

令和3年8月30日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第45回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を書面にて開催し、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1. 県内の感染状況を踏まえた県の対応について

- ・令和3年9月12日までの県の対応について、別添「島根県の対応」のとおり決定（一部の要請事項については、令和3年9月30日までと、当面の間）

（参考）

令和3年8月26日本部決定の「島根県の対応」からの変更点

- ①事業所等に対する要請内容に、県外から人を招くこととなる仕事についても延期できないか、リモートで代替できないか、再検討し、やむを得ないものに限ること等を追加
- ②飲食店等の利用について、飲食の際の人数を12人以下から4人以下へ変更

第 45 回島根県対策本部会議

日時：令和 3 年 8 月 3 0 日（月）
（書面開催）

- 1．県内の感染状況を踏まえた県の対応について

資料 1

令和 3 年 8 月 30 日時点
(8 月 23 日～8 月 29 日)

令和 3 年 4 月 15 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」 比較一覧

指標		医療提供体制の負荷				感染の状況			監視体制（参考）
		①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合	直近 1 週間と 先週 1 週間比較	
		入院医療 注1	重症者用病床						
国指 標	ステージⅢ	確保病床 の使用率 <u>20%以上</u>	<u>入院率</u> <u>40%以下</u>	確保病床の使 用率 <u>20%以上</u>	人口 10 万人当たりの 全療養者数 <u>20 人以上</u>	<u>5%以上</u>	<u>15 人</u> / 10 万人/週 以上	<u>50%以上</u>	-
	ステージⅣ	確保病床 の使用率 <u>50%以上</u>	<u>入院率</u> <u>25%以下</u>	確保病床の使 用率 <u>50%以上</u>	人口 10 万人当たりの 全療養者数 <u>30 人以上</u>	<u>10%以上</u>	<u>25 人</u> / 10 万人/週 以上	<u>50%以上</u>	-
県の状況 【8/30 10:00 時点】		・ 確保病床の 使用率 <u>38.3%</u> ・ 入院率 <u>60.5%</u>		・ 確保病床の 使用率 <u>4.0%</u>	人口 10 万人当たりの 全療養者数 <u>30.7 人</u> 全療養者 205 人 (入院者 124 人) (宿泊療養者 44 人) (自宅療養者 37 人)	<u>6.7%</u> 注2 8/16～8/22 153 件/2,294 件	<u>31.5 人</u> /10 万人/週 8/23～8/29 213 人	<u>25.4%</u> 8/23～8/29 54 人/213 人	<u>1.39</u> 【8/16～8/22】 153 人 【8/23～8/29】 213 人
		・ 最大確保病床数 324 床 ・ 使用状況 124 床		・ 最大確保病床 数 25 床 ・ 使用状況 1 床					

注 1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）」について（6 指標）」より引用。

注 2 県の PCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内の感染状況を踏まえ、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和3年9月12日までとする。

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県との往来を控えること。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県との往来を控えること。

これらに該当しない都道府県との往来についても、控えること。

ただし、やむを得ない仕事（通勤を含む）や、通学、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控える必要はないが、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策や、家庭でできる感染予防対策を徹底すること。

また、県外出張などについては、延期できないか、リモートで代替

できないかを事業所等において再検討し、やむを得ないものに限ること。

県外から人を招くこととなる仕事についても延期できないか、リモートで代替できないか、再検討し、やむを得ないものに限ること。

そのような検討を行った上で、必要となる仕事で県外への往来をする場合でも、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策や、家庭でできる感染予防対策の徹底をすること。

事業所等に対する要請の期間は、令和3年9月30日までとする。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に取り組むこと。

単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰県された方がいる

場合には、家庭でできる感染予防対策、

- (1) 会話をする時は自宅でもマスクを着用
 - (2) ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒
 - (3) 石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒
 - (4) 窓を開けておくなど定期的な換気
 - (5) 寝室を分ける
 - (6) 洗面所等のタオルやコップを共有しない
 - (7) 大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しない
- などを徹底すること。

3. ワクチン接種後も、マスク着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底すること。

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 飲食店等の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
- (2) 飲食の際の人数を、4人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えること。
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。
- (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること。
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えること。
- (5) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること。

ただし、いずれの事項も、生活（通勤、買物等）圏域に属する鳥取県・広島県・山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う。

なお、飲食店等の利用についての要請の期間は、当面の間とする。

5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。
6. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施す

べき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。

7. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。
8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
9. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

島根県の対応（令和 2 年 11 月 20 日島根県対策本部決定）

【12 月以降のイベント等開催制限について】

- (1)感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。
- (2)イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面の間、原則として現在の取扱いを維持することとする。
- (3)その上で、令和 2 年 11 月 12 日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年 2 月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12 月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を 100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を 50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に 100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- (4)屋内施設で、大規模なイベント等（参加者 1,000 人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

時期		大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
12 月 1 日から 当面の間	イベント等の類型	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統 芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注 2）	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公営競技、公演 ・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
	人数上限（注 1）	5,000 人または収容定員の 50%のいずれか大きい方	
	収容率	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

（注 1）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

（注 2）これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。